⑻　プラスチック製容器包装の再商品化とは次をいいます。
①　分別基準適合物から、熱減容顆粒品またはインゴットを得ること。これらから、ペレットというプラスチック製品を得るために使用され、当該ペレットがトレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用されること。
②　分別基準適合物から、熱減容顆粒品またはインゴットを得ることなくペレットというプラスチック原材料を得ること。当該ペレットがトレイその他のプラスチック製品等の原材料として利用されること。
③　分別基準適合物から、ペレット等のプラスチック原料を得ること。当該プラスチック原料は、プラスチック製品等の原材料として利用されること。
④　分別基準適合物から、ペレット等のプラスチック原料を得ることなくプラスチック製品等を得ること。
⑤　分別基準適合物から、高炉で用いる還元剤を得ること。当該還元剤は、高炉において鉄鉱石を還元するために利用されること。
⑥　分別基準適合物から、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得ること。当該原料炭の代替物は、コークス炉においてコークス、炭化水素油ならびに水素および一酸化炭素を主成分とするガスの原料として利用されること。
⑦　分別基準適合物から、炭化水素油を得ること。当該炭化水素油は、化学工業等において原材料または燃料として利用されること。
⑧　分別基準適合物から、水素および一酸化炭素を主成分とするガスを得ること。当該ガスは、化学工業等において原材料または燃料として利用されること。
⑨　分別基準適合物から、固形燃料等の燃料を得ること。
（注４）いずれも再商品化製品の利用先は再生処理した製品を国内で製品等に加工等する製造事業者（メーカー）に限ります。

４．再生処理事業者登録説明会の開催について

平成22年度も、登録申込受付期間中に再生処理事業者登録説明会を開催いたします。
なお、再生処理事業者登録説明会の出席にあたっては、事前の申し込みが必要となりますので、下記「再生処理事業者登録説明会の参加申込方法」により申し込みください。申し込みを行わない場合、再生処理事業者登録説明会への出席は認められませんのでご注意ください。

⑴　再生処理事業者登録説明会対象者
平成23年度に分別基準適合物の再生処理事業の実施を希望する事業者
運搬事業者は、登録説明会参加の対象といたしませんので、12月に開催予定の入札説明会にご参加いただき、再生処理事業者とジョイントグループを形成して入札に参加してください。
その他、再生処理装置メーカー、再商品化製品利用事業者、商社などはご参加できません。

⑵　再生処理事業者登録説明会の参加申込方法
再生処理事業者登録説明会への参加を申し込む場合、平成22年７月９日（金）までに、参加を希望する説明会名、事業者名、参加者氏名（１社原則１名まで）・役職、電話番号、住所等必要事項をオンライン上にて入力し、参加申込を行ってください。

⑶　再生処理事業者登録説明会開催日
①　ガラスびん
開催日時：平成22年７月13日（火）13：30～15：30
会　　場：アジュール竹芝「天平の間」
〒105―0022 東京都港区海岸１―11―２　14Ｆ
ＴＥＬ：（03）3437―5566
②　ＰＥＴボトル
開催日時：平成22年７月14日（水）13：30～15：30
会　　場：アジュール竹芝「天平の間」
〒105―0022 東京都港区海岸１―11―２　14Ｆ
ＴＥＬ：（03）3437―5566
③　紙製容器包装
開催日時：平成22年７月12日（月）13：30～15：30
会　　場：アジュール竹芝「曙の間」
〒105―0022 東京都港区海岸１―11―２　16Ｆ
ＴＥＬ：（03）3437―5566
④　プラスチック製容器包装
開催日時：平成22年７月15日（木）13：30～15：30
会　　場：ホテルＪＡＬシティ田町　東京「鸞鳳の間」
〒108―0023 東京都港区芝浦３―16―18　Ｂ１
ＴＥＬ：（03）5444―0202

５．事業者登録の申込期限および申込方法

事業者登録の申込期限は、平成22年７月31日（土）です。事業者登録の申し込みは「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会ホームページ」上からのオンライン処理を行ったうえで、必要な書類を印刷して署名捺印を行い、当協会宛に郵送していただくことで受付完了となります。（当日消印分まで有効とします。事業者登録申請書類は「信書」に該当することから、料金別納等発送日の残らない郵便や「ゆうパック」を含む一般の宅配便の利用は認められません。「定形外郵便」で送付してください。）
ただし、書類全体の大きさ又は重量が、定形外郵便の制限（縦／横／高さの合計が90㎝以内で、かつ４kg以下）を超過している場合は、複数に分割した上で郵送するか、「特定信書便」で送付してください。）なお、提出された事業者登録申請書類は返却いたしません。

６．入札の方法や日程等の公告および登録審査の結果の公表について

平成23年度に向けた再商品化に関する入札の方法や日程等は、平成22年11月下旬に官報による公告を予定しています。また、登録を受けた再生処理事業者の一覧表については、平成22年11月下旬に当協会のホームページに掲載する予定です。

７．入札方法

⑴　入札はＩＣカードによる電子認証により、オンライン上にて行います。（入札への参加には、ＩＣカードおよびＩＣカードリーダーが必要となります。）
⑵　再商品化の入札・選定は、運搬事業者と、事業者登録を完了した再生処理事業者とのジョイントグループを単位として、市町村の保管施設ごとに行います。（ただし、再生処理事業者が運搬も行う場合にはこの限りではありません。）
⑶　このため、運搬事業のみの受注を希望する方は、事業者登録を受けた再生処理事業者と調整のうえ、ジョイントグループを形成する必要があります。
⑷　この場合、再生処理事業者がジョイントグループを形成する際の運搬事業者選定の準則は「８．運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則」のとおりです。
⑸　紙製容器包装の再商品化においては、複数の再生処理方法を組み合わせて再商品化を実施する場合、再生処理の組み合わせを形成する全ての事業者間でジョイントグループを形成することが必要になります。
⑹　プラスチック製容器包装について、白色トレイとそれ以外のプラスチック製容器包装の双方で別々に分別収集を行い、同一の保管施設に保管する場合でも、白色トレイとそれ以外のプラスチック製容器包装とは個別に入札を行います。